



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会社名 ソーダニッカ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長洲 崇彦  
(コード番号 8158 東証第一部)  
問合せ先 総務部門長 増澤 茂  
TEL(03)3245-1802

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)について、目的事項の追加を行うとともに、文言の整理及び目的事項の配列の見直しを行うものであります。
- (2) 当社は取締役会における意思決定の迅速化、監督機能の強化、責任の明確化等を図ることを目的として執行役員制度を導入しておりますが、当社を取り巻く経営環境の変化に対して、より適切かつ迅速に対応できる機動的な体制を構築するため、専務取締役及び常務取締役を削除するなど、現行定款第 21 条(代表取締役および役付取締役)について見直しを行い、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ① 下記物品の売買およびこれに伴う製造 <u>化学工業薬品、合成樹脂、油脂、飼肥料、農薬、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、電極製品、電子・電気部品および電子・電気機材、車両、各種機器容器、鉄および非鉄金属、石炭、石油製品および石油化学製品、石灰、セメントおよび建築用資材、産業用材料、塩、パルプ、紙製品、木材、家具およびその材料、繊維製品、浄水機器</u>	第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 下記物品の売買業および貿易業 ① <u>無機および有機工業薬品(毒物、劇物、アルコールを含む。)</u> 、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、 <u>溶剤等石油化学製品、合成樹脂およびその製品</u> ② <u>油脂、塩、食料品、食品添加物、肥料、飼料および飼料添加物</u> ③ <u>電極製品、電子・電気機材、車両、物流容器、その他の機械器具(計量器、医療機器を含む。)</u> 、設備装置およびこれらの部品

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 化学工業設備、同機器の設計製作および施工</p> <p>③ 建設業法による工事の請負</p> <p>④ 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業</p> <p>⑤ 産業廃棄物処理仲介業</p> <p>⑥ 倉庫業</p> <p>⑦ 不動産の賃貸</p> <p>⑧ 食料品の販売</p> <p>⑨ 鉄、非鉄金属の加工および販売</p> <p>⑩ 貨物運送取扱業</p> <p>⑪ 総合リース・レンタルおよびその仲介業</p> <p>⑫ 金融業</p> <p>⑬ 古物売買業</p> <p>⑭ 前各号に関連する輸出入業務</p> <p>⑮ 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>④ 石炭、石油、ガス（高圧ガスを含む）、その他の燃料、鉄、非鉄金属、それらの製品および鉱産物</p> <p>⑤ 包装資材、パルプ、紙製品、繊維製品、木材、家具およびその材料、セメントおよび建築用資材、産業用材料、雑貨類</p> <p>(2) 前各号に関連する製造・加工業、修理、据付工事請負および管理業</p> <p>(3) 化学工業設備、同機器の設計製作および施工、建設工事の請負 (変更案 (3) へ移設)</p> <p>(変更案 (5) へ移設)</p> <p>(変更案 (6) へ移設)</p> <p>(4) 倉庫業および貨物運送取扱業 (変更案 (9) へ移設)</p> <p>(変更案 (1) ②へ移設)</p> <p>(変更案 (1) ④、(2) へ移設)</p> <p>(変更案 (4) へ移設)</p> <p>(変更案 (8) へ移設)</p> <p>(変更案 (10) へ移設)</p> <p>(変更案 (7) へ移設)</p> <p>(変更案 (1) へ移設)</p> <p>(5) 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業</p> <p>(6) 産業廃棄物処理仲介業</p> <p>(7) 古物売買業</p> <p>(8) 総合リース・レンタルおよびその仲介業</p> <p>(9) 不動産の賃貸</p> <p>(10) 金融業</p> <p>(11) 前各号に附帯関連する一切の業務</p>
<p>第 21 条（代表取締役および役付取締役） （条文省略）</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 21 条（代表取締役および役付取締役） （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長を定めることができる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 28 年 6 月 22 日（水曜日）

定款変更の効力発生予定日

平成 28 年 6 月 22 日（水曜日）

以 上